

中央区福祉のまちづくり実施方針

第1 目 的

この実施方針は、「中央区基本計画2023」及び「中央区保健医療福祉計画2020」における福祉のまちづくり施策の着実な実現に向けて、公共的施設のバリアフリー化や関連諸施策を総合的に進める上での基本的な考え方、具体的な整備方針等を定めることにより、高齢者や障害者を含めた全ての人々が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができる福祉のまちづくりを推進することを目的とする。

第2 基本的な考え方

1 公共的施設のバリアフリー化の推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）の基本方針では、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進することを定めている。

平成21(2009)年4月に改正された「東京都福祉のまちづくり条例」（平成7年東京都条例第33号。以下「都条例」という。）では、都民、事業者及び東京都の責務を明らかにするとともに、「遵守基準」及び「努力基準」の2段階の整備基準と今後社会的に目指していくべき望ましい水準である「望ましい整備」が示された。

その後、平成28(2016)年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）や、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、バリアフリー法の改正など、バリアフリーの機運も一層高まっていることを受けて、本区においても、地域の特性や区民ニーズを踏まえ、ハード・ソフト両面からバリアフリーの取組を推進していく必要がある。

そのため、既存の区施設については、改修計画の都度、将来を見据えユニバーサルデザインの理念を取り入れたバリアフリー化を進めていくとともに、不特定多数の人が利用する公共的な民間建築物や公共交通施設のバリアフリー化についても、引き続き都条例に定める整備基準に適合するような整備や整備事業者に対する指導・助言を行い、区全体が一体化したバリアフリー化を構築していくものとする。

2 福祉のまちづくり関連諸施策の総合的推進

（1）一体的、連続的整備の推進

誰にとっても安全で快適な生活空間をつくるため、公共交通施設、道路、隣接する建築物等施設間相互の円滑な利用や移動の連続性が図られるよう個々の施設の整備を進めるとともに、分かりやすい誘導サインを配置するなど、適切な情報提供により、異なる施設の所有者等が連携して一体的に整備を進めるよう調整を図るものとする。

（２）地域住民などとの連携強化

高齢者や障害のある人を含めた全ての人が住み慣れた地域で安心して快適に自立した生活を送るためには、施設や道路など物理的な環境整備だけでなく、地域に暮らす人々がお互いに支え合い、共に生きるまち、すなわち他者を思いやる福祉の心が行き渡った地域共生社会の実現を目指すことが不可欠である。

そのため、区は、あらゆる機会を捉え、地域住民やＮＰＯ・事業者などが福祉のまちづくりの担い手であるとの意識が深まるように普及啓発を行い、区民等の主体的な地域活動への参画を促し、協働体制の構築に向け、一層の連携強化を図るものとする。

第３ 具体的な整備方針

１ 分野別実施方針

（１）区施設の先導的な整備の推進

区施設については、都条例の整備基準を達成するだけでなく、民間建築物のモデルとなるように、不特定かつ多数の者が利用し、または、主として高齢者、障害者等が利用する区施設は都条例の「施設整備マニュアル」に定める「望ましい整備」の達成やユニバーサルデザインに配慮した設備改善に努め、より高い水準の整備を進める。

（２）民間建築物への取組

ア 店舗や飲食店、郵便局、病院など不特定多数の人が利用する民間建築物については、都条例に基づく整備基準（遵守基準）に適合するように指導し、さらに整備基準（努力基準）への適合を働きかける。

イ 都条例に基づく整備基準（努力基準）に適合した民間建築物に対しては、誰もが安心して利用できる施設の指標となる「整備基準適合証」を交付する。



（３）小規模建築物・既存建築物への取組

小規模建築物や既存の建築物のバリアフリー化については、敷地又は建築物の構造上の制約や過大な費用負担などにより、新たな整備が困難な事例が多いことから、ハード・ソフト両面から創意工夫を凝らし、個別に対応していく。

（４）まちづくり基本条例に基づく協議の活用

大規模開発事業がまちづくりを進めていく上で重要な役割を果たすことから、都市開発諸制度を活用する、又は敷地面積3,000㎡以上の建築については、「中央区まちづくり基本条例」（平成22年3月中央区条例第16号）に基づき定めた開発事業者を求める交通対策や子育て支援、高齢者福祉、障害者福祉などの開発計画への反映事項が、地域特性を踏まえたものとなるよう、開発事業者や地域住民と協議をしながら適切に推進する。

（５）市街地再開発事業等の面的整備の活用

市街地再開発事業等の面的整備の機会を捉えて、個別建替えでは対応が困難な広場などの公共的空間や地下鉄駅出入口などを整備することにより誰もが安全で快適に活動できる生活環境づくりを推進する。

（６）住まい環境の支援・整備

ア 高齢者や障害者など誰もが住み慣れた地域で、安心して住み続けられるよう、関係機関と連携し、あんしん居住制度利用助成のほか、住宅改修や機器の設置支援など、多様なニーズやライフステージに応じた居住支援を推進する。

イ 高齢者の居住安定を図るため、住み替え相談の実施や民間事業者によるサービス付き高齢者向け住宅の整備や、高齢者向け優良賃貸住宅などの家賃の減額に要する費用の一部助成により、高齢者が安全かつ安心して生活できる住宅の供給を誘導する。

ウ 子育て家庭の育児不安や孤立化を解消していくには地域の中で子育て力を高めていくことが重要であることから、「中央区マンションの適正な管理の推進に関する条例」（平成21年3月中央区条例第8号）に基づき、建築主に対して、共同住宅に居住者間の交流を図るために必要な施設及び設備を設けるよう配慮させるなど、住まい環境におけるコミュニティづくりを促進する。

（７）安全で快適な道路の整備

ア 道路の整備については、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」（平成23（2011）年8月（財）国土技術研究センター）、「人にやさしい道づくり実施マニュアル」（平成14（2002）年11月）等に基づき、全ての人を対象とする「安全・快適な歩行空間の拡充」と「連続性の確保」を視点とする整備を推進する。

イ 通行動線上の歩道と車道の段差は最小限とし、すりつけ勾配は5%以下を基本とする。また、歩車道の分離や有効幅員確保など、安全で快適な道路づくりを進める。

ウ 電線類を収納する電線共同溝の整備による無電柱化を推進し、安全で快適な歩行空間を確保する。

（８）安全で快適な公園の整備

公園の整備については、都条例、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」（国土交通省）等に基づき、誰もが利用しやすい出入口や施設の整備に配慮する。

（９）誰もが円滑に利用できるトイレの整備

区施設（住宅など特定の人が使用する施設を除く。）や公衆便所には、利用者の状況に応じてトイレの設備等を分散するほか、設備をピクトグラムで表示するなど、誰もが使いやすいトイレづくりを進める。

(10) 赤ちゃん・ふらっと事業の推進

乳幼児を持つ保護者が安心して外出を楽しむためには、おむつ替えや授乳を行うことができる施設が必要であることから、東京都の「赤ちゃん・ふらっと事業」を推進し、区施設や不特定多数の人が利用する民間建築物に、その整備を進める。



(11) コミュニティバスの利便性の向上

地域内・地域間を結ぶ公共交通を補完し、区内交通不便エリアの解消と公共施設へのアクセス向上を図るため運行している「中央区コミュニティバス」については、BRT等の既存公共交通との乗り継ぎ利便性を向上させることにより、誰もが利用しやすい運行体制の整備に努める。

(12) 公共交通施設への取組

鉄道駅においては、誰もが円滑に移動できるようホーム階までのエレベーターの設置や乗降場（プラットフォーム）の転落防止など安全対策の強化を関係機関に対し働きかける。

(13) 観光振興におけるアクセシブルツーリズムなどの推進

アクセシブルツーリズム（※）を推進することにより、年齢や障害の有無にかかわらず、全ての人が移動やコミュニケーションにおける困難さを克服し、安全・安心に区内観光を楽しむことができる環境づくりに取り組むほか、無料Wi-Fi等の通信環境や多言語・ピクトグラム表記を用いた観光案内サインの整備などを推進する。

（※）障害者や高齢者など、移動やコミュニケーションにおける困難さに直面する人々のニーズに応えながら、誰もが旅を楽しめることを目指す取組

(14) 心のバリアフリーの推進

ア 障害の特性や障害者を支援するための方法を記載した障害者サポートマニュアルの配布や子育て交流サロン「あかちゃん天国」において小学生等が乳幼児のお世話をする「キッズボランティア活動」、中央区社会福祉協議会が区内福祉施設等の協力を得て実施する「夏休み福祉・ボランティア体験講座」など、さまざまな機会を提供し、子どもの頃から障害と障害者に対する理解を深める取組を推進する。

イ 「健康福祉まつり」等の区の行事や地域における各種行事、施設のイベントなどを通じて障害のある人となない人が相互に理解を深めるための交流を促進し、障害者等の参加・交流機会の充実を図る。

ウ 障害者差別解消法に関するリーフレットの配布や「ヘルプマーク・ヘルプカード」の普及・啓発を通じて、障害を理由とする差別の解消と合理的配慮の提供に取り組み、多様性を認め合うまちづくりを推進する。



(15) ボランティアの育成・支援や地域での支え合いの促進

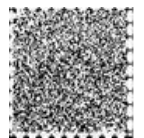
- ア 手話講習会の開催などによるボランティアの育成を促進するとともに、ボランティアのコーディネートを行う「元気高齢者人材バンク」などの活動を支援する。
- イ 広く区民や在勤者の認知症に対する理解を深めていくため、より一層の普及・啓発に取り組み、認知症サポーター養成講座の受講者拡大を図る。
- ウ 地域におけるつながりづくりや地域活動の「担い手」を養成するための講座を実施するなど、地域活動への主体的な区民参画を促し、町会・自治会やNPOなどと区が力を合わせて取り組む「協働」を推進し、人と人が支え合い、つながる地域コミュニティの醸成を図る。
- エ おとしより相談センターを中心に、民生・児童委員、町会・自治会をはじめ、地域見守り活動団体などさまざまな方々の協力や連携による見守り体制の強化に努め、地域全体で高齢者の見守り活動を推進していく。

(16) 情報バリアフリーの強化

- ア 年齢や障害の有無などにかかわらず、誰でも必要とする情報にたどり着くことができるよう、印刷物やインターネット、テレビ・ラジオなど各媒体の特徴を生かして効果的に情報を提供していく。また、声の広報・点字広報の発行やホームページにおける読み上げ機能・自動翻訳機能、やさしい日本語での情報発信を通じて、情報アクセシビリティの維持・向上に努める。

音声コード

- イ 視覚障害のある人を対象とする刊行物等については、活字文書の内容を音声で伝えることができる「音声コード」の添付を進める一方、聴覚障害のある人の参加が見込まれるイベントには、手話通訳者や要約筆者の派遣を推進する。



- ウ 「中央区刊行物等色使い指針について」（平成17年3月23日16中福福第1627号）に基づき、ホームページや刊行物、申請書、ポスターなどを作成するほか、誰もが目的の場所に容易に到達できるように区施設などに設置する標識は、色使いや文字・図記号の組合せなどに配慮する。
- エ 区民や観光で訪れた方などが商業施設や文化・観光施設などに安全に安心して移動ができ、楽しむことができるよう中央区観光情報センターでは、地域の観光案内施設等と連携して最新の観光情報の集約・共有を図るとともに、来場者のニーズを的確に把握し、さまざまな媒体によりリアルタイムに必要な情報提供を行っていく。

(17) 災害時・緊急時の支援体制の整備

- ア 災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者（避難行動要支援者）の情報を登載した「災害時地域たすけあい名簿」の活用や「個別避難計画」の作成に取り組むことにより、防災区民組織や民生・児童委員、マンション管理組合などの地域の方及び関係機関と連携した支援体制の整備を進める。
- イ 災害時に通常の避難所での生活が困難な方を受け入れる福祉避難所について、感染症対策にも配慮の上、必要な物品を備蓄するとともに、関係機関との連携を強化し、円滑な避難誘導や避難所運営に取り組む。

(18) 学校施設改修等に伴うバリアフリー化

障害のある児童、生徒等だけでなく、災害時に利用する高齢者、障害者等を含めた全ての人が安全・安心かつ円滑に利用できるよう、区立学校施設のバリアフリー化を進める。

2 各種整備

(1) 人にやさしい区道の整備

区道については、「人にやさしい歩行環境の整備」などの道路整備事業に併せて、歩道の平坦化や段差解消などを行い、道路空間のバリアフリー化を推進する。

(2) 誰もが快適に利用できる公園・児童遊園の整備

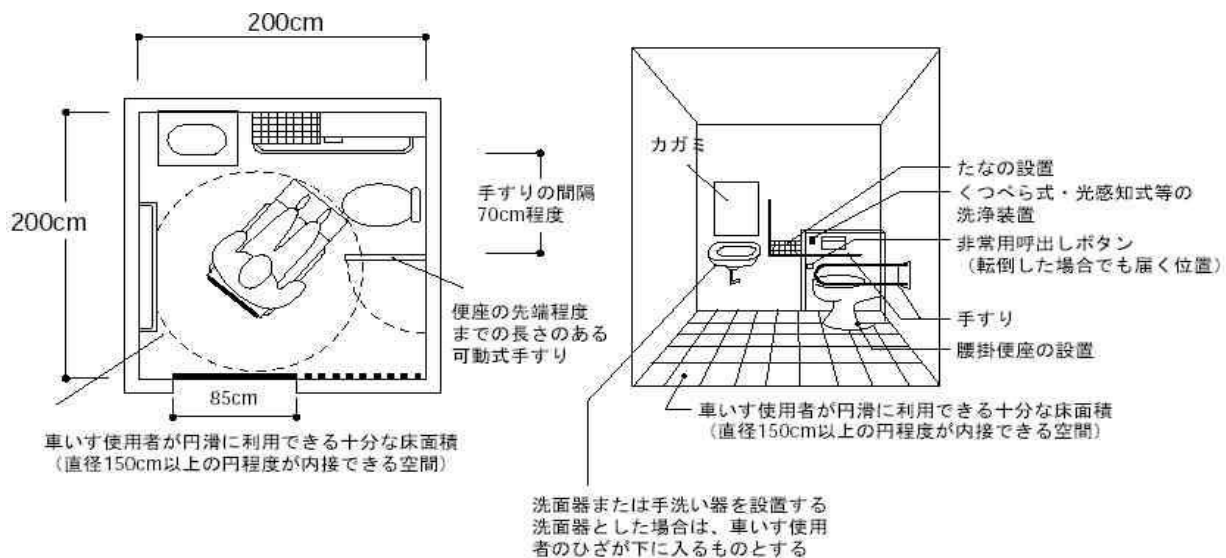
公園・児童遊園の整備については、ベビーカーや車いすを利用する人に支障がない出入口とし、園内での通行動線や主要な設備へのアプローチを確保する。

出入口は有効幅を120 c m（車止めを設置する場合は90 c m）以上確保するとともに、段差を設けない平坦な構造とし、路面は濡れても滑りにくい仕上げとする。また、出入口から水平距離が150 c m以上の水平面を確保する。

(3) 公衆便所の整備

ア バリアフリースイールの整備

利用者の状況に応じてトイレの設備等を分散するほか、設備をピクトグラムで表示するなど、多様な利用者のニーズに配慮したトイレづくりを進める。



イ オストメイト対応トイレの整備

改修等に併せて、「オストメイト (※)」に対応できるトイレ（汚物流しや給湯設備、姿見鏡などが設置されたもの）を整備する。

(※) 大腸がん、膀胱がんなどの治療のため、手術で腹部に人工肛門や人工膀胱の排出口を造った人

ウ 乳幼児用おむつ交換台等の整備

施設の規模に応じて「乳幼児用おむつ交換台」等子育て支援環境の整備を進め

る。

(4) 赤ちゃん・ふらっと整備とその誘導

乳幼児を持つ保護者が安心して外出できる環境整備のため、区施設に「赤ちゃん・ふらっと」を整備するとともに、開発計画における整備促進や事業の普及啓発による民間施設への整備誘導を進める。

(5) 鉄道駅のエレベーター等の整備促進

バリアフリー法第3条第1項の規定に基づき国土交通省が定める基本方針では、1日当たりの平均的な利用者が3,000人以上の鉄道駅には、エレベーターの設置により段差を解消することとされている。そのため、ホーム階から地上までのエレベーター設置によるバリアフリー経路の確保について、鉄道事業者に働きかけるとともに、JR駅については、「中央区鉄道駅総合バリアフリー推進事業補助要綱」（平成21年3月27日20中福管第802号）に基づきエレベーター等の整備に対して補助を行い、移動の円滑化を促進する。

【参考】

都営地下鉄及び東京メトロの駅におけるエレベーター等の整備に関しては、国と東京都がそれぞれ整備費の補助を行っている。

3 整備状況及び整備予定

別紙のとおり